

「創薬支援ネットワーク協議会の開催について」の一部改正について

〔平成 27 年 5 月 〇 日〕
〔健康・医療戦略推進会議決定案〕

創薬支援ネットワーク協議会の開催について（平成25年4月17日健康・医療戦略推進
会議決定、平成26年10月27日一部改正）の一部を次のように改正する。

4. 中「協議会の庶務は」の次に「、内閣府」を加える。

別紙、創薬支援ネットワーク協議会 構成員中「内閣府独立行政法人日本医療研究開
発機構担当室長」を「内閣府国立研究開発法人日本医療研究開発機構担当室長」に、

経済産業省大臣官房審議官（産業技術担当）

独立行政法人理化学研究所理事（総括担当）

「独立行政法人医薬基盤研究所理事長」を

独立行政法人医薬基盤研究所理事

独立行政法人産業技術総合研究所理事

（ライフサイエンス分野担当）

経済産業省大臣官房審議官（産業技術担当）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長

「国立研究開発法人日本医療研究開発機構創薬支援戦略部長」に改める。

国立研究開発法人理化学研究所理事（総括担当）

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事・生命工学領域領域長

創薬支援ネットワーク協議会の開催について

平成25年4月17日
健康・医療戦略推進会議決定
平成25年7月19日
平成26年10月27日
平成27年5月 日
一部改正（案）

1. 国内の基礎研究から有望なものを選んで応用研究を実施し、企業による実用化につなげる「創薬支援ネットワーク」を関係府省・関係機関が連携して構築するため、創薬支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
2. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
3. 関係機関の事務の緊密な連絡を図り、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の下に、関係府省、関係機関の職員及び有識者を構成員とする実務担当者会議を開催する。
4. 協議会の庶務は、内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房 健康・医療戦略室において処理する。
5. その他、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

創薬支援ネットワーク協議会 構成員

- 議長 内閣官房健康・医療戦略室長
- 内閣府国立研究開発法人日本医療研究開発機構担当室長
- 文部科学省研究振興局長
- 文部科学省大臣官房政策評価審議官
- 厚生労働省医政局長
- 厚生労働省大臣官房技術総括審議官
- 経済産業省製造産業局長
- 経済産業省大臣官房審議官(産業技術担当)
- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長
- 国立研究開発法人日本医療研究開発機構創薬支援戦略部長
- 国立研究開発法人理化学研究所理事(総括担当)
- 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長
- 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事・生命工学領域領域長
- 日本製薬工業協会会長

<参考 新旧対照表>

創薬支援ネットワーク協議会の開催について(平成 25 年 4 月 17 日健康・医療戦略推進会議決定、平成 26 年 10 月 27 日一部改正)(抄)

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p data-bbox="398 467 934 496">創薬支援ネットワーク協議会の開催について</p> <ol data-bbox="208 603 1133 1353" style="list-style-type: none"><li data-bbox="208 603 1133 778">1. 国内の基礎研究から有望なものを選んで応用研究を実施し、企業による実用化につなげる「創薬支援ネットワーク」を関係府省・関係機関が連携して構築するため、創薬支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を開催する。<li data-bbox="208 842 1133 922">2. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。<li data-bbox="208 986 1133 1121">3. 関係機関の事務の緊密な連絡を図り、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の下に、関係府省、関係機関の職員及び有識者を構成員とする実務担当者会議を開催する。<li data-bbox="208 1185 1133 1265">4. 協議会の庶務は、<u>内閣府</u>、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。<li data-bbox="208 1329 1133 1353">5. その他、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。	<p data-bbox="1348 467 1883 496">創薬支援ネットワーク協議会の開催について</p> <ol data-bbox="1167 603 2069 1353" style="list-style-type: none"><li data-bbox="1167 603 2069 778">1. 国内の基礎研究から有望なものを選んで応用研究を実施し、企業による実用化につなげる「創薬支援ネットワーク」を関係府省・関係機関が連携して構築するため、創薬支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を開催する。<li data-bbox="1167 842 2069 922">2. 協議会の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。<li data-bbox="1167 986 2069 1121">3. 関係機関の事務の緊密な連絡を図り、協議会の円滑な運営に資するため、協議会の下に、関係府省、関係機関の職員及び有識者を構成員とする実務担当者会議を開催する。<li data-bbox="1167 1185 2069 1265">4. 協議会の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。<li data-bbox="1167 1329 2069 1353">5. その他、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

別紙

創薬支援ネットワーク協議会 構成員

議長 内閣官房健康・医療戦略室長

内閣府国立研究開発法人日本医療研究開発機構担当
室長

文部科学省研究振興局長

文部科学省大臣官房政策評価審議官

厚生労働省医政局長

厚生労働省大臣官房技術総括審議官

経済産業省製造産業局長

別紙

創薬支援ネットワーク協議会 構成員

議長 内閣官房健康・医療戦略室長

内閣府独立行政法人日本医療研究開発機構担当室長

文部科学省研究振興局長

文部科学省大臣官房政策評価審議官

厚生労働省医政局長

厚生労働省大臣官房技術総括審議官

経済産業省製造産業局長

経済産業省大臣官房審議官（産業技術担当）

国立研究開発法人日本医療研究開発機構理事長

国立研究開発法人日本医療研究開発機構創薬支援戦

略部長

国立研究開発法人理化学研究所理事（総括担当）

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事長

国立研究開発法人産業技術総合研究所理事・生命工学

領域領域長

日本製薬工業協会会長

経済産業省大臣官房審議官（産業技術担当）

独立行政法人理化学研究所理事（総括担当）

独立行政法人医薬基盤研究所理事長

独立行政法人医薬基盤研究所理事

独立行政法人産業技術総合研究所理事

（ライフサイエンス分野担当）

日本製薬工業協会会長